

案 件 名：犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例(仮称)

意見募集期間：令和4年12月16日～令和5年1月6日

意見等の提出件数：13件（5人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3 基本理念(4)	連携及び協力すべき者として「医療、介護、福祉分野の事業者」を条文に加えて欲しい。	1	<p>【趣旨は原案に盛り込み済み】</p> <p>医療、介護、福祉分野との連携は重要と認識している。条例中の記載については、国、県など犯罪被害者等支援をその責任において主体的に進めるものをまず列挙した上で、医療、介護、福祉分野などを想定し「その他の犯罪被害者等支援に関係する者」と掲げている。条例の解説等で具体的な例示を行っていく。</p>
4 県の責務 8 市町の責務 10 支援体制の整備	県と市町の役割分担を明確にし、主として制度的な救済は県、被害者に寄り添う支援は市町とし、県は、市町の条例制定を援助し、財政的・組織的に支援激励すること。	1	<p>【趣旨は原案に盛り込み済み】</p> <p>県、市町の責務について、ご意見の趣旨に沿った条例の内容としており、適切な運用を行っていきたい。</p>
4 県の責務 10 支援体制の整備 27 人材の育成	国の犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、犯罪被害者等は、当座の費用に窮する実態があるため、市町と連携して応急対応できる制度を構築すること。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>経済的な支援は重要であることから、まずは市町の支援が適切かつ迅速に提供されるよう市町を支援していく。県としての取組を進める中で、経済的支援のあり方など、ご意見も参考に検討を行っていく。</p>
10 支援体制の整備	明石市の行っている支援事業について、県が行うに相応しいものを検討し実行するとともに、他市町に勧奨すること。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>県として、総合的な支援窓口を設置し、市町が行う支援が円滑に行われるようサポートするとともに、制度的に先行する市町の取組例を他の市町に情報提供するなどし県全体の支援の充実が図られるよう努めていく。</p>

11 財政上の措置	「必要な財政上の措置を講ずるよう努める。」を「必要な財政上の措置を講ずるようしなければならない。」に変更してはどうか。	1	【意見を反映】 犯罪被害者等支援に関する施策の推進は、将来にわたって行われるべきものであることから、ご意見を参考に、「必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。」に修正する。
14 損害賠償の請求に関する情報の提供等	必要な施策として「再提訴費用の助成」を条文に明記して欲しい。	1	【今後の取組の参考】 再提訴費用等様々な経済的な給付の必要性については、条例においては、包括的な経済的負担の軽減の必要性の言及にとどめるが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
17 居住の安定等	住居の安定のための公営住宅等の提供を市町と連携して行うこと。	1	【趣旨は原案に盛り込み済み】 犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮や、一時的な利用のための住居の提供を規定している。犯罪被害者等の居住の安定を図るためには、市町営住宅を有する市町との連携が重要であることから、ご意見を踏まえ、より一層の緊密な連携を図っていく。
	具体的な施策として「転居費用の助成」「市町の区域や県域を越えた公営住宅への入居が必要な場合の調整」を条文に加えて欲しい。	1	【今後の取組の参考】 転居費用の助成等様々な経済的な給付の必要性については、条例においては、包括的な経済的負担の軽減の必要性の言及にとどめている。ご指摘の必要な入居調整も合わせ、ご意見を踏まえ、関係部局と一層の緊密な連携を図るなど取組を進めていく。
20 経済的負担の軽減	具体的な施策として「県による犯罪被害者等に対する直接的な支援金制度の創設」を条文に加えて欲しい。	1	【今後の取組の参考】 様々な経済的な給付の必要性については、条例においては、包括的な経済的負担の軽減の必要性の言及にとどめるが、今後の取組の参考とさせていただきます。
	明石市と同様に損害賠償請求の立て替え払い制度を県としても導入すること。 また、再提訴費用の立て替え制度も必要である。	1	【今後の取組の参考】 経済的負担の軽減の必要性は、条文に盛り込んでいる。具体的な支援については、ご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。

20 経済的負担の軽減	犯罪被害者が自営業の場合、県に求められるのは、肩代わり無利息融資、保障、利息補助など中長期にわたって財政的支援、営業支援を行う制度である。	1	【今後の取組の参考】 自営業や無職の方など、犯罪被害等によって経済的により過酷な状況に陥る人々への支援のあり方について、ご意見も参考に、今後県が行う取組の中で情報収集等を行い検討を進めていく。
24 県民及び事業者の理解促進 27 人材の育成	県民や事業者、支援者が、犯罪被害者等に適切に対応できるよう、普及啓発や研修会の機会の提供などを積極的に行って欲しい。また、支援者を狭く捉えるのではなく、医療や介護等の従事者も含む幅広い支援者に対して普及啓発・研修の機会の提供を行って欲しい。	1	【趣旨は原案に盛り込み済み】 今回の条例制定にあたっては、犯罪被害者等の尊厳や権利の尊重の重要性や、社会全体で支援を行っていくことの必要性を広く県民や関係者が理解することが重要と認識しており、一般啓発とともに医療、福祉、教育機関等に対する研修の強化に努めて行く。
その他	兵庫県警職員の違法行為や、県立病院での不当な対応について、以前から県に申立てを行っているが、対応がなされていない。条例が制定された後に、被害を受けた事案について県に申立てをする。	1	【その他】 個別案件であり、本件条例案に対する意見聴取としては直接関係しない内容と考える。